【規程番号　神女院Ｖ－010】

神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程

第１条　この規程は、本学大学院に在学する外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業に専念させることを目的とする。

第２条　この規程の適用を受けた者は、神戸女子大学大学院奨学金規程及び行吉学園奨学金規程の適用を受けることはできない。

第３条　授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免願書を指定された日までに学長に提出しなければならない。

第４条　減免額は年額 400,000 円とし、前後期の授業料納付期に正規の授業料から同額を差し引いたものを納入するものとする。

第５条　授業料の減免は修士課程及び博士前期課程は 2 年、博士後期課程は 3 年を限度とする。

第６条　授業料の減免を受けた者は、次の事項に該当する場合は、直ちに学長に届け出なければならない。

(1) 休学及び退学

(2) 住所の変更、その他重要事項の変更

第７条　この規程に定めのない事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。